

料金その他の供給条件の内容

低圧高負荷契約

本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合で、原則として、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 6（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の

基準電力および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。

4 供給の単位

当社は，原則として，1 需給契約につき，2 供給電気方式，2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

5 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約電力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

イ 電灯または小型機器の基準電力は，原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，基準電力は，原則として，次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は，(イ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお，(イ)および(ロ)によってえた値は，1キロボルトアンペアを1キ

ロワットとみなします。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は，供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

7 季節区分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

8 料 金

料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が28,700円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,260円00銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはそ

の他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	13円23銭	12円02銭

(3) 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表3（加重平均力率の算定）(3)により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表3（加重平均力率の算定）(1)または(2)により算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，それぞれの使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。
- (2) 当社は，(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

10 契 約 期 間

契約期間は，次によります。

- (1) 契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給

契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕もしくは季節別時間帯別電灯および供給約款の低圧電力に需給契約を変更することはできません。

11 そ の 他

- (1) 供給約款27（日割計算）に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、供給約款の定額電灯、従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕もしくは季節別時間帯別電灯をあわせて契約することはできません。
- (3) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものといたします。

実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この選択約款から供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯 [夜間 8 時間型], 時間帯別電灯 [夜間10時間型] もしくは季節別時間帯別電灯 および供給約款の低圧電力に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては, この選択約款を適用いたしません。

2 契 約 電 力

- (1) お客さまの希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は 本則 6(契約電力) (1)イの電灯または小型機器の基準電力は, 電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。この場合, 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお, 電流制限器とは, 供給約款16 (従量電灯) (1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で, お客さまの希望により夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは 本則 6(契約電力) (1)ロ(イ)の値は, (1)に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは, 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) の「主として夜間時間に通電する機能」とは, 次の場合を含みます。
- イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

- (3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)の区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したのものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。
- (3) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款の従量電灯および低圧電力として、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

附 則（実施期日）

この選択約款は，平成19年4月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各四半期における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各四半期における1トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1837$$

$$= 0.4461$$

$$= 0.2582$$

なお、各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値（以下「本体単価」といいます。）に消費税等相当額を加えたものとしたします。この場合、消費税等相当額の単位は、1銭とし、その端数は、(イ)により本体単価

を算定する場合は、切り上げ、(ロ)または(ハ)により本体単価を算定する場合は、切り捨てます。

なお、本体単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,100円を下回る場合

$$\text{本体単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が28,700円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{本体単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{本体単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

四 半 期	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、基準単価には消費税等相当額を含まないものといたします。

1キロワット時につき	14銭0厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

3 加重平均力率の算定

(1) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

□ 供給約款19（低圧電力）(4)口に準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

(3) 加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\begin{array}{l} \text{(1)の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の力率} \\ \text{(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}{\text{契 約 電 力}}$$